

## 屋外清掃業務委託の入札条件（従業員雇用状況）の確認（書類提出）段階の変更について

屋外清掃業務委託（業種：清掃等、営業種目：屋外清掃）の一部発注案件については、その公告で下記1のとおり従業者を雇用していることを入札条件としています。

平成21年6月8日公告発注分から、その確認段階を下記2のとおり変更しますので、当該案件の入札に参加する際にはご注意ください。

なお、落札決定後、当該書類の写しの提出がない場合は、正当な理由のない契約不締結として指名停止措置の対象となると同時に、契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第26条第3項の規定に基づき、損害金を市に納付しなければなりません。

### 記

#### 1 「入札条件」欄

「本業務の公告日の前日までに1名以上の従業者(常勤の者に限る。また、代表者を除く。)を雇用しており、かつその従業者のうち1名を本業務の履行期間を通じて雇用し続ける予定があること。」

#### 2 「その他」欄

##### （現行）

「落札候補となった場合は、上記入札条件( )に関する従業者の雇用状況を証明するため、下記に記載する当該従業者に関する2つの書類の写しを、開札日の翌々日の17時までにファックスで送信すること。FAX番号046-828-3839。

- (1) 労働基準法第15条第1項に定める労働条件を明示した書類、またはそれと同等に雇用関係、雇用期間及び勤務時間を証明できる書類の当該従業者に関する部分
- (2) 事業者の就業規則等従業者の勤務日及び勤務時間を明示した書類

##### （変更後）

「落札者となった場合は、上記入札条件( )に関する従業者の雇用状況を証明するため、下記に記載する当該従業者に関する2つの書類の写しを、契約締結前までに財政部契約課に提出しなければならない。

- (1) 労働基準法第15条第1項に定める労働条件を明示した書類、またはそれと同等に雇用関係、雇用期間及び勤務時間を証明できる書類の当該従業者に関する部分
- (2) 事業者の就業規則等従業者の勤務日及び勤務時間を明示した書類